

労働者派遣法改正に対する会長声明

労働者派遣法の改正法（以下、「改正法」という。）が2012年3月8日に衆議院を通過して参議院に送られ、今通常国会において成立の見通しとなっている。

改正法は、法の目的に労働者保護をうたって取締法規としての性質から労働者保護法への色彩を強め、日雇い派遣の一部禁止の導入、直接雇用のみなし制度の導入、派遣先の責任の強化、マージン率の公表の義務付け等が盛り込まれている。

労働者全体に占める非正規労働者の割合が4割に迫り、非正規労働者の地位の安定・向上を求める声が大きくなっている現状において、国として「労働者の権利保障」の方向に舵を切ったことは、評価される。

しかし、我が国の非正規労働者の多くはその地位が不安定で、低賃金労働を強いられているため、その権利の拡充が喫緊の課題となっているが、その根本的な解決のためには、今回の改正だけでは不十分である。

非正規労働者の人間らしく働き生活する権利を保障するためには、当会や日本弁護士連合会が繰り返し提言しているとおり、派遣対象業務の限定、登録型派遣の禁止、日雇い派遣の全面禁止、均等待遇の義務付け、マージン率の上限規制、グループ内派遣の原則禁止等の改正、並びに直接雇用のみなし規定のすみやかな施行等が必要である。

東日本大震災から1年が経つが、被災地の雇用情勢は厳しい状況が続いており、加えて、九州・沖縄地区の失業率は全国平均より高く、賃金水準も全国平均を下回っている状態が続いている。

当会も、生活保護や労働問題の無料相談を実施するなど、今後も労働者の権利拡充に取り組んでいく決意であるが、政府においても、労働者派遣法の更なる改正に向けて、早急に議論を進めるよう求める。

2012年（平成24年）3月26日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘